

金融商品取引業の参入規制 の細則案

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-60

【要約】

2007年4月13日及び5月17日に、金融庁は、新しい金融商品取引法の細目を定める政省令案を発表した。

金融商品取引法の下では、従来の証券業、金融先物取引業、投資信託委託業、投資顧問業などは、「金融商品取引業」と位置づけられる。政省令案では、「金融商品取引業」登録を行うための参入規制の細目案が示されている。

例えば、役職員の資質要件として、いわゆる反社会勢力との関係などがないことが求められる。

はじめに（金融商品取引法の政省令案）

金融庁は、2007年4月13日及び5月17日に、次の政省令案を発表した。いずれも新しい金融商品取引法の細目を定めるものである。

2007年4月13日

「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等の公表について」¹

2007年5月17日

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案の公表について」²

本稿では、これらの政省令案に基づき、金融商品取引法の下での「金融商品取引業」の参入規制の細目について紹介する。

1. 「金融商品取引業」の登録制

従来の証券取引法が、規制の対象とした業務は「証券業」と呼ばれ、そうした業務を担う業者を「証券会社」と呼んでいた。それに対して、金融商品取引法の下では、規制の対象とする業務は「金融商品取引業」であり、そうした業務を担う業者を「金融商品取引業者」と呼ぶ。

金融商品取引業は、更に、次の4つの業種に分類されている。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070517-1.html>）に掲載されている。

金融商品取引法下の各種「金融商品取引業」の概要

種別	主な業務	相当する既存の業種
第一種金融商品取引業	有価証券（みなし有価証券を除く）の売買等 店頭デリバティブ取引等 引受業務 私設取引システムの運営 有価証券等管理業務	証券会社など
第二種金融商品取引業	集団投資スキーム持分の自己募集 みなし有価証券の売買等 市場デリバティブ取引等（有価証券関連以外）	金融先物取引業者 信託受益権販売業者 など
投資助言・代理業	投資顧問契約に基づく助言 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介	投資顧問業（助言） など
投資運用業	投資一任契約等に基づく運用 投資信託等の運用 集団投資スキーム等の運用	投資信託委託業 投資顧問業（一任） など

（出所）大和総研制度調査部作成

これらの金融商品取引業を営むためには、原則として、内閣総理大臣の「登録」を受ける必要がある（登録制）（金融商品取引法 2 条 9 項、29 条）。具体的には、所定の事項を記載した登録申請書と添付書類を内閣総理大臣に提出しなければならない（金融商品取引法 29 条の 2）。

登録申請があった場合、内閣総理大臣は、拒絶理由に該当する事実がない限り、原則として、申請者の登録を認めなければならない³（金融商品取引法 29 条の 3）。言い換えれば、金融商品取引業は、一定の事実には該当しない限り新規参入が認められる「登録制」という比較的緩やかな参入規制が設けられているのである⁴。

金融商品取引業の「登録」が認められない拒絶理由は、全ての業種に共通な事項と、個々の業種に応じて設けられている事項とがある。

2. 共通事項（全業種共通の拒絶事由）

全ての金融商品取引業について、次のいずれかに該当する場合は、金融商品取引業者としての登録が認められないこととされている（金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1～3 号）。

(1)登録申請書・添付書類等に虚偽記載などがある
(2)申請者、申請者の役員等、申請者の政令で定める使用人（ 1 ）が次のいずれかに該当する。 イ 成年被後見人・被保佐人（ 2 ） ロ 破産者（ 2 ） ハ 登録（認可）取消処分（ 3 ）から 5 年を経過しない者

³ 例外的に「認可制」となる業務として私設取引システムの運営業務がある（金融商品取引法 30 条）。また、適格機関投資家等を相手方として行われる集団投資スキーム持分の私募・運用（適格機関投資家等特例業務）については「届出制」とされている（金融商品取引法 63 条など）。

⁴ より厳しい参入規制としては、「許可制」「認可制」「免許制」といったものがある。これらは一般に、参入のための要件が厳しいほか、当局に比較的大きな裁量が認められる場合も多い。他方、より緩やかな参入規制としては、「届出制」というものがある。「届出制」の場合、一般に書類の形式審査が中心となることが多いだろう。

- ニ 登録(認可)取消処分(3)を受けた法人の役員等であった者で(処分日前 30 日以内)、その処分から 5 年を経過しない者
- ホ 解任・解職命令処分(3)を受けた役員等であった者で、その処分から 5 年を経過しない者
- ヘ 禁固以上の刑に処せられ、刑の執行終了又は時効から 5 年を経過しない者(4)
- ト 次の法律(5)により、罰金刑に処せられ、刑の執行終了又は時効から 5 年を経過しない者(4)
- 金融商品取引法
 - 担保付社債信託法
 - 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
 - 商品取引所法
 - 投資信託及び投資法人に関する法律
 - 宅地建物取引業法
 - 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
 - 割賦販売法
 - 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律
 - 貸金業の規制等に関する法律
 - 特定商品等の預託等取引契約に関する法律
 - 商品投資に係る事業の規制に関する法律
 - 不動産特定共同事業法
 - 資産の流動化に関する法律
 - 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律
 - 信託業法
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - 刑法
 - 暴力行為等処罰に関する法律
 - その他政令で定める法律。政令案では、具体的に次の法律が規定されている(金融商品取引法施行令案(以下、施行令案)15条の6)。
 - 特許法
 - 実用新案法
 - 意匠法
 - 商標法
 - 著作権法
 - 半導体集積回路の回路配置に関する法律
 - 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
 - 種苗法
 - 民事再生法
 - 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
 - 中間法人法
 - 会社更生法
 - 破産法
 - 会社法

(3)他に行う業務が公益に反すると認められる

- (1) 政省令案では、具体的に、登録申請者の使用人で次のいずれかに該当する者とされている(施行令案 15 条の 4、金融商品取引業者等に関する内閣府令案(以下、金融商品取引業者等府令案)6 条)。
金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者

- 投資助言・代理業に関し、営業所・事務所の業務を統括する者
前記 に準ずる者。具体的には、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず前記 の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
投資助言葉・投資運用業に関し、助言・運用（その指図を含む）を行う部門を統括する者
前記 に準ずる者。具体的には、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者
- (2) 外国の法令上、これらと同様に取り扱われている者を含む。
 - (3) 金融商品取引法に相当する外国法令の規定により外国において受けている同種類の登録・認可の取消処分を含む。
 - (4) 執行猶予中の者も欠格事由に該当する。
 - (5) これらに相当する外国法令を含む。

3 . 第一種金融商品取引業の拒絶理由

第一種金融商品取引業（従来の証券業に相当）の登録申請については、前記「2 . 共通事項」に加えて、次のいずれかに該当する場合も、登録が認められないこととされている⁵（金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1 号二、4～6 号）。

- (1)株式会社（ 1 ）又は外国の法令に準拠して設立された同種の法人（ 2 ）ではない（株式会社要件）
- (2)資本金の額・出資の総額が、政令で定める金額に満たない（最低資本金要件）。政令案では、具体的に次のように規定されている（施行令案 15 条の 7）（ 3 ）
 - 元引受業務（主幹事会社）を行う場合.....30 億円
 - 元引受業務（主幹事会社以外）を行う場合.....5 億円
 - 上記以外.....5,000 万円
- (3)純財産額が、政令で定める金額に満たない（最低純財産額規制）。政令案では、前記(2)の最低資本金要件と同額に定められている（施行令案 15 条の 9）
- (4)自己資本比率が 120%を下回る
- (5)第一種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない（詳細は後述）
- (6)他に行っている事業（ 4 ）に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる
- (7)個人である主要株主（ 5 ）（ 6 ）のうちに次のいずれかに該当する者がある
 - 主要株主が前記「2 . 共通事項」(2)イに該当し、その法定代理人が前記「2 . 共通事項」(2)イ～トに該当する者
 - 主要株主が前記「2 . 共通事項」(2)ロ～トに該当する者
- (8)法人である主要株主（ 5 ）（ 6 ）のうちに次のいずれかに該当する者がある
 - 前記「2 . 共通事項」(2)ハ、トに該当する者
 - 法人を代表する役員のうち前記「2 . 共通事項」(2)イ～トに該当する者のある者
- (9)主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国当局による確認が行われていない外国法人
- (10)他の第一種金融商品取引業者が現に用いている商号と同一又は誤認されるおそれのある商号を用いようとする者

⁵ 認可制となる私設取引システムの運営業務については、これとは別に認可基準が設けられている（金融商品取引法 30 条の 4 など）。

- (1) 取締役会設置会社であり、かつ、監査役又は委員会を設置するものに限る。
- (2) 設立国において、第一種金融商品取引業と同種の業務を行っている者(これに類するものとして政令で定める者を含む)であって、国内に営業所又は事務所を有する者に限る。
 なお、政令案では「これに類するもの」として、「その発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者が第一種金融商品取引業と同種類の業務を行っている者」が指定されている(施行令第15条の8)。
- (3) 私設取引システムの運営業務については、別途、最低資本金は3億円と定められている(施行令第15条の11)。
- (4) 付随業務を除く。
- (5) 主要株主とは、会社の総株主等の議決権の20%(会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合は15%)以上の数の議決権を保有している者をいう(金融商品取引法29条の4第2項)。
 なお、府令案では、「会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実」として、次の事実が指定されている(金融商品取引業者等府令第16条)。
 役職員又は役職員であった者であって、会社の財務・営業・事業の方針の決定に関して影響力を与えることができるものが、その会社の取締役等の役職に就任していること
 会社に対して重要な融資を行っていること
 会社に対して重要な技術を提供していること
 会社との間に重要な営業上・事業上の取引があること
 その他会社の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること
- (6) 申請者が持株会社の子会社である場合は、その持株会社の主要株主を含む。

第一種金融商品取引業に対する拒絶理由のうち(5)「人的構成」の具体的な審査基準が府令案で示されている。具体的には、次の場合に「人的構成」が不十分であるとして登録が認められないこととなる(施行令第13条)。

業務に関する十分な知識・経験を有する役職員の確保の状況・組織体制に照らし、その業務を適正に遂行することができないと認められること

役職員のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること

4 . 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業は、流動性の低い有価証券の販売・勧誘や市場デリバティブ取引などを行う業務である。また、集団投資スキーム(いわゆる組合理型ファンド)の運営者自身による勧誘行為など(自己募集)も、原則として、第二種金融商品取引業として位置づけられている。

第二種金融商品取引業の登録申請については、前記「2 . 共通事項」に加えて、次のいずれかに該当する場合も、登録が認められないこととされている(金融商品取引法29条の4第1項1号二、4号)。

- (1) (法人の場合()) 資本金の額・出資の総額が、政令で定める金額に満たない(最低資本金要件)。具体的に次のように規定されている(施行令第15条の7)
- | | |
|-------------------------------|---------|
| 金銭の預託を受ける場合(特定有価証券等管理行為)..... | 5,000万円 |
| 上記以外..... | 1,000万円 |

(2)第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない(詳細は後述)

- ()第二種金融商品業を営むのが個人の場合には、営業保証金を供託することが求められている(金融商品取引法 31 条の 2)。具体的な金額は、上記の最低資本金要件と同額に定められている(施行令案 15 条の 12)。

第二種金融商品取引業に対する拒絶理由のうち(2)「人的構成」の具体的な審査基準が府令案で示されている。具体的には、次の場合に「人的構成」が不十分であるとして登録が認められないこととなる(施行令案 13 条)。

業務に関する十分な知識・経験を有する役職員の確保の状況・組織体制に照らし、その業務を適正に遂行することができないと認められること

役職員のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること

- ()上記の要件のほか、営む第二種金融商品取引業が、競争用馬に係る商品投資関連業務(いわゆる競争用馬ファンド業務)である場合については、金融庁はいわゆる「愛馬会法人」・「クラブ法人」形態での参入のみを容認する方針を示している(金融商品取引業者等府令案 13 条 1 項 3 号など)。

5 . 投資助言・代理業

投資助言・代理業の登録申請については、特別な拒絶理由が指定されていない。基本的には、前記「2 . 共通事項」に抵触しなければ、登録が認められることとなる。

なお、投資助言・代理業のみを営む者に対しては、営業保証金を供託することが求められている(金融商品取引法 31 条の 2)。具体的な金額は、500 万円と定められている(施行令案 15 条の 12)。

6 . 投資運用業

投資運用業(従来の投資信託委託業、投資一任認可を受けた投資顧問業などに相当)の登録申請については、前記「2 . 共通事項」に加えて、次のいずれかに該当する場合も、登録が認められないこととされている(金融商品取引法 29 条の 4 第 1 項 1 号二、4 号、5 号)。

- (1)株式会社(1)又は外国の法令に準拠して設立された同種の法人でない(株式会社要件)
- (2)資本金の額・出資の総額が、政令で定める金額に満たない(最低資本金要件)。政令案では、具体的に 5,000 万円と定められている(施行令案 15 条の 7)
- (3)純財産額が、政令で定める金額に満たない(最低純財産額規制)。政令案では、前記(2)の最低資本金要件と同額に定められている(施行令案 15 条の 9)
- (4)投資運用業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない(詳細は後述)
- (5)他に行っている事業(2)に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者
- (6)個人である主要株主(3)(4)のうちに次のいずれかに該当する者がある
- 主要株主が前記「2 . 共通事項」(2)イに該当し、その法定代理人が前記「2 . 共通事項」(2)イ～トに該当する者

- 主要株主が前記「2．共通事項」(2)ロ～トに該当する者

(7)法人である主要株主(3)(4)のうちに次のいずれかに該当する者がある

- 前記「2．共通事項」(2)ハ、トに該当する者

- 法人を代表する役員のうち前記「2．共通事項」(2)イ～トに該当する者のある者

(8)主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国当局による確認が行われていない外国法人

(1)取締役会設置会社であり、かつ、監査役又は委員会を設置するものに限る。

(2)付随業務を除く。

(3)主要株主とは、会社の総株主等の議決権の20%（会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合は15%）以上の数の議決権を保有している者をいう（金融商品取引法29条の4第2項）。

なお、府令案では、「会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実」として、次の事実が指定されている（金融商品取引業者等府令案16条）。

役職員又は役職員であった者であって、会社の財務・営業・事業の方針の決定に関して影響力を与えることができるものが、その会社の取締役等の役職に就任していること

会社に対して重要な融資を行っていること

会社に対して重要な技術を提供していること

会社との間に重要な営業上・事業上の取引があること

その他会社の財務・営業・事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること

(4)申請者が持株会社の子会社である場合は、その持株会社の主要株主を含む。

投資運用業に対する拒絶理由のうち(4)「人的構成」の具体的な審査基準が府令案で示されている。具体的には、次の場合に「人的構成」が不十分であるとして登録が認められないこととなる（施行令案13条）。

業務に関する十分な知識・経験を有する役職員の確保の状況・組織体制に照らし、その業務を適正に遂行することができないと認められること

役職員のうち、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること

()上記の要件のほか、営む投資運用業が、不動産関連特定投資運用業（不動産信託受益権を投資対象とする投資運用業）の場合については、金融庁は告示によって不動産取引に関する要件を加重することとしている（金融商品取引業者等府令案13条4号など）。